

<資料解題>

連銀調査が示すネブラスカ州 預金保証基金制度下の問題銀行の実態 —Bank Suspensions since January 1, 1921を読み解く—

黒羽雅子

要旨

本稿は「Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking」が作成を指示した「Bank Suspensions since January 1, 1921」という調査のネブラスカ州法銀行を対象とした部分の原資料を読み解く試みである。ネブラスカ州では1911年に預金者保証制度が開始され1930年まで続いた。本調査は、同州の預金保証制度下で営業停止（または支払い停止、suspended）となった州法銀行332行を対象にしたもので、営業停止時および整理の経過などが個別の銀行ごとに記録されている。本稿では、この資料の内容について、解説と若干の分析を加えた。

キーワード

ネブラスカ州、預金保証制度、州法銀行、単店銀行、支店銀行、営業停止、破綻

I. はじめに

本稿の目的は、Nebraska State Historical Society Archives（ネブラスカ州歴史協会公文書室）の所蔵する資料「Bank Suspensions since January 1, 1921¹」を読み解き、ネブラスカ州に成立した州法預金保証制度の成立と破綻を招来した、同州所在の300を超える破綻州法銀行の個々の経営実態を具体的に見ていくことで、米国銀行危機下の同州銀行業の実像を把握しなおすことである。

¹ Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking, “Bank Suspensions since January 1, 1921 (Nebraska),” RG013 Nebraska. Department of Banking and Finance, Nebraska Archives Record.

米国に1934年に設立された連邦預金保険公社を核とする預金保険制度は、歴史的には米国特有の「発明品」であった。この制度の成立をもたらした1933年銀行法（グラスースティーガル法）は、1920年代後半から30年代初頭に米国経済を苦しめた銀行危機の解決策の一つとして成立したものである。連邦預金保険制度の導入にいたる過程では、その是非をめぐる議論が激しくたたかわされ、この制度の議会通過は困難を極めた。その背景には、米国特有の銀行制度とそれを取り巻く制度的諸問題およびその歴史的負の遺産が存在していた。米国はその建国に由来する州権の優先と後に強大化していく連邦主義との争闘を繰返しながら、政治経済的な発展を辿ってきた。銀行制度に着目すると、歴史的に先行した州法銀行制度と1863年に成立した国法銀行制度が併存し、個別の銀行は営業上のメリット、デメリットを勘案しながら制度の一方を比較的自由に選択してきた。国法銀行制度は、比較的緩い規制の中で設立・営業してきた州法制度が招いた米国銀行制度の不安定の除去と、通貨制度改革を通じた経済への柔軟な資金供給を主な目的として成立した。しかし、いくたびかの経済恐慌を経る中で、後者の役割を果たすには、国法銀行制度では不十分であることが明らかとなっていった。この解決を目指して1914年に成立したのが連邦準備制度である。連邦準備制度は、連邦への金融的権力集中を懸念する勢力に配慮して、12の連邦準備地区を設け、そこに各1行の連邦準備銀行を配置して地区の中央銀行的役割を担わせることにした。また、ワシントンD. C.には連邦準備制度理事会を設け、連邦の金融政策を担う機関とした。連邦準備制度への加盟は州法銀行に対しては強制力を持たなかった。州法の小規模銀行の多くはその加盟基準を満たすだけの力もなく、それらの銀行にとって、最後の貸し手としての連銀のセーフティネットは遠い存在であった²。

² これらに関連した文献は膨大にあるので、ここでは省略する。黒羽（1994、1996a、1996b、2015）に所載した米国預金保険関連論文等をサーベイした「はじめに」と「参考文献一覧」のそれぞれを参照されたい。連邦預金制度の全体像を取り扱っているものに、野村（2011）がある。

19世紀後半以降、中西部や南部を中心とする地域では農民運動が活発になった。グレンジや農民同盟といった農民組織が成立して、それらは、鉄道資本や東部の独占資本に対する農民の反感を結集しながら、二大政党を通じてのみならず第三政党（人民党、Peoples Party）を成立させ、それを通じた政治参加を進めた。その結果、農民組織は、一時は、州議会や連邦議会に多数の議員を送り込こむことに成功し、農民の経済的要求は一定程度実現された。最終的には、民主党の大統領候補ウィリアム・ジェニングス・ブライアンのおよぶ大統領選での敗北（正確には民主党大統領候補者に2回、大統領予備選挙への出馬1回）の中で、農民独自の政治勢力は急速に弱体化して行くことになった³。

1910年前後に米国の中西部を中心に8つの州で成立した州法預金保証（Deposit Guaranty FundあるいはDepositors' Guarantee Fundという名称を持った）制度の成立をめぐっては、度重なる農業不況とポピュリスト運動以来の政治的影響が後押しをしつつ、小規模の単店銀行（unit banks）の経営上の苦難とその預金者らのアジテーションによって成立したという理解が一般的である⁴。また、これらの制度が第一次大戦後の世界的な不況に遭遇し、運営の失敗、制度の破綻をもたらした要因についても、一定の通説的評価が定着している⁵。その多くの研究では、連銀によって作成された「Bank Suspensions 1921-36⁶」のような資料に依拠して議論が進められてきた。その統計資料の背景にある、各州の銀行当局が作成した基礎資料がどのようなものであったかを確認することはほとんどなされてこなかった。こうした資料は各州の政府資

³ 小澤（1990）第1部、pp.9-129.

⁴ White (1983), pp33-40.当該8州の預金保証制度を総括したものにWorberton (1956)がある。

⁵ 連邦預金保険制度に対する評価でさえも賛否が分かれているなか、州法預金制度に至っては好意的な議論は皆無に近い。White (1983)も支店銀行制の欠如と極小銀行群の存在を許した州法銀行制度の脆弱性に、破綻の要因があるとして州制度を批判している。

⁶ FRS, "Bank Suspensions, 1921-1936," Federal Reserve Bulletin, December 1937, pp.1204-1224.

料として残っている場合もあるが、州法等で義務付けられた主要な資料でないため、多くの場合散逸していて、個票にまでさかのぼって分析することは困難である。米国公文書館（National Archives）の連邦準備制度のコレクションでも集計した資料を所蔵しているに過ぎない。

本稿では、こうした報告書や論文等の基礎資料の一部を形成したと思われるネブラスカで実施された基礎的調査をもとに、連銀の集計結果では言及することのなかったネブラスカ州における営業停止銀行の状況を照らし出し、あわせて、ネブラスカ州の銀行資料の読み方を解説していきたい。紙幅の関係で、解説が簡便すぎる部分もあり、不十分のそしりをまぬかれないが、同州に残された膨大な銀行関係の一次資料の解明も含めて、他日を期したい。

II. 資料概説

当該資料「Bank Suspensions since January 1, 1921（以下「BS-1921」という）」は、1921年1月から1930年にかけて営業停止となったネブラスカ州内の銀行332の状況について、「連邦準備制度支店・集団・連鎖銀行制に関する委員会（Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking；以下「FRS委員会」という）」が実施したアンケート形式による調査の原本または副本である。資料は、ネブラスカ州歴史協会アーカイブスの「RG013 Nebraska. Department of Banking and Finance」というタイトルのコレクションに含まれているものである。この調査は、FRS委員会の求めに応じて、州銀行局が実施し、対象数から考えるとほぼ悉皆調査といってよい。ただ、『ネブラスカ州銀行年報』に含まれるのは破綻銀行（failed banks）数であり、当該資料の対象となる営業停止・支払停止（suspended）銀行の数とは異なる点に注意が必要である。実際、銀行局年報では1921年から1930年までの破綻銀行数の合計は323行⁷で当該資料の対象数332行とは大差がないように見えるが、

⁷ Nebraska(1931)Appendix.

営業停止銀行数と破綻銀行数の各年の数値にはかなりの違いが見受けられる。

当該資料は、レターサイズ用紙4ページにわたるリーフレットタイプの質問書が1920年1月1日以降営業停止をした332行のそれぞれに割り当てられて、回答が記述されている。これらの個票は、町/市名（実際には村名を含む）のアルファベット順に綴じられている。本票の質問票の第1ページはフェイスシートで、調査対象の銀行の属性が、2ページ以降には各行の財務状況等や営業停止となった経緯が記述されている。以下、項目とその記載内容等について解説を加えていきたい。適宜、簡単な日本語訳も加えた。以下の説明のうち、下線部が本票に記載されたオリジナルの表現である。

<第1ページ>

- 調査の実施者：Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking

調査のタイトル：Bank Suspensions since January 1, 1921

調査に関する指示：Report on a separate schedule each bank closed to the public either temporarily or permanently by supervisory authorities or by the bank's board of directors on account of financial difficulties. This form should not be used for merged or consolidated banks but should be used for those banks suspended on account of financial difficulties, even though they are subsequently taken over by other institutions. In case a bank has suspended more than once a schedule should be made out for each suspension.（財務上の困難によって監督当局または当該銀行の取締役会によって一時的にあるいは永久に営業を停止した各銀行の状況を、個別の調査票に基づき報告書を作成して提出せよ。この調査票は合併・統合された銀行には使用しないが、それらがその後他の機関によって合併されたとしても、財務上の困難により営業停止をした銀行には使用すること。銀行が一度ならず停止した場合にも、調査票は営業停止ごとに記入されなければならない。）

調査の対象は経営困難に陥って営業停止となった銀行。合併後の銀行は対象でないが、合併前の銀行は対象となるということだ。

調査対象：State bank, Nebraska（州法銀行、ネブラスカ州）

質問項目は「1.」から「12.」まであり、第1ページの質問は5つ、銀行の属性等が記入される。

1. Name of Bank 銀行名 _____ Town or City 所在の町/市
_____ County 郡 _____

営業停止銀行数を所在郡（調査期間以降の現在までのcounty⁸数は93）ごとにみると、多い順に、州都リンカーンを含むランカスター郡が13行、州の最西端コロラド州と接しているスコッツ・ブラフ郡と州東北部ミズーリ河畔のディクソン郡が各11行、州東北部サウス・ダコタ州と接するノックス郡と最大都市オマハを擁するダグラス郡が各10行と人口も銀行数も多い郡での停止数が多い傾向にある。これらに続いて、郡内の営業停止銀行数が9行であるものが2郡、8行が2郡、7行が6郡、6行が6郡、5行が9郡、4行が9郡、3行が15郡、2行が14郡、1行が11郡となっており、州内全93郡のうち営業停止銀行がゼロであったのは14郡（15.0%）のみであった。

2. Date organized 法人創立の日 _____ Date suspended 営業停止の日
_____ Population of town or city* 所在の町/市の人口 _____

リストアップされている銀行を創立年の古い順に並べると、1885年から1890年までが69行、1901年から1910年が114行、1911年から1920年が141行、1921年から1926年が6行、不明2行であった。設立年と営業停止の年の対応をまとめると、表1のようになる。

⁸ 本稿では「郡」と表記するが、米国のcountyは日本の郡とは異なり、行政の単位である。通常、1つのカウンティの中には、市町村および法人化していない (incorporated) コミュニティが複数含まれる。ネブラスカには93のcountyが存在する (Nebraska. Legislature (1940) pp.383-385.)

連銀調査が示すネブラスカ州預金保証基金制度下の問題銀行の実態 黒羽

表1 設立年と営業停止年の関係(設立年1885年以降、営業停止年1921-1930年)

設立年	営業停止年(破綻銀行数、単位:行)											
	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	n.a.	
1885~1900	1	3	0	2	5	2	4	15	23	14		69
1901~1910	6	9	9	4	6	8	8	16	31	17		114
1911~1920	16	10	7	8	7	11	7	17	44	13	1	141
1921~1926	0	0	0	0	1	0	1	0	3	1		6
n.a.											2	2
	23	22	16	14	19	21	20	48	101	45	3	332

出所:Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking, *Bank Suspensions since January 1, 1921*, RG013 Nebraska. Department of Banking and Finance, Nebraska State Historical Society Archives.

いずれの設立の年代でも、1928-1930年に営業停止が集中し、1929年が最多である。ネブラスカ州銀行局の年次報告書の破綻 (Failed) の定義では、1921年から30年までで最も多かったのが1928年の80件である。当該調査の営業停止行にはのちに営業を再開したものも含まれるので、単純な比較はできない。年次報告書の数値は、各年とも10月から12月の一時点が基準になっており、BS-1921とは、定義ばかりでなく、当該年に含まれる期間にもずれがある。

BS-1921の個票には各行の所在町・市(村を含む)および郡が記されており、それらを整理してみると、この期間の営業停止州法銀行の所在町・市が人口100人以下であるものが29行、100人超1000人以下が243行、1000人超10,000人以下が72行、10,000万人超200,000人以下が9行とわかった。ここから、ネブラスカ州では、人口が100人未満の町村であっても州法銀行が少なくとも一定期間営業が可能であったという驚くべき事実が見いだせる。

実際この表に含まれる銀行の所在地の最低の人口は24人である。しかも、その銀行所在のコミュニティが含まれる郡内の同様の近隣の市町村等にも州法銀行が複数存在しているというのが実態である。たとえば、営業停止の1929年5月時点で所在地人口が24人であったヘブンス州法銀行(State Bank of Havens)は、メリック郡(Merrick County)の非法人コミュニティのヘブンス所在の銀行である。同郡の人口は1万人余りであるが、1920年

11月13日時点の州内の銀行の財務諸表を所載した州銀行局年報によれば、11の州法銀行が存在していることがわかる。このうち、郡都で最大都市のセントラルシティ（人口約2800）に3行でその他の州法銀行の所在市は300人から400人の村（village）である。ヘブンスは自治法人ではないコミュニティ（Unincorporated communities）で、当時メリック郡におけるもっとも小規模のコミュニティの一つであった。

銀行のないコミュニティはどれくらい存在するのかを明らかにした研究（Gilmore（1937））によると、ネブラスカにおいては、1908年時点で市町村その他のコミュニティの総数は537であったが、この時、州内の銀行数は州法銀行が623、国法銀行194で、国法銀行も州法銀行も存在しないコミュニティはわずか15であった。しかも、それらのコミュニティは人口500人未満という規模であった。それが、預金者保証制度が導入された1911年以降、州法銀行数が徐々に増加し、1920年ごろには1009となった。州内のコミュニティ総数は635となり、銀行の存在しないコミュニティは11となった。だが、1920年代末から30年代初めにかけての銀行危機を経て1935年には州法銀行数302、国法銀数137にまで減少し、全696のコミュニティのうち270には銀行がないという状態になった。しかも、それらはすべて人口2500人未満のコミュニティ群に含まれていた⁹。

ネブラスカ州においては、1935年になっても人口500人未満のコミュニティ230に、州法銀行139行、国法銀行17行が存在していた。厳密ではないが、こうした小規模コミュニティの6割弱には何らかの銀行が存在し、それらが1930年前後の銀行危機の時代を乗り切ることができたということになろう¹⁰。

Federal reserve district 連邦準備区 10 Member or Nonmember

⁹ Gilmore (1937), p.15.

¹⁰ Gilmore (1937), p.6

連銀調査が示すネブラスカ州預金保証基金制度下の問題銀行の実態 黒羽

of the F.R. System 連邦準備制度加盟/非加盟 _____

この質問は、連邦準備制度への加盟非加盟を問うものだが、リストアップされた332行中わずか3行のみが加盟行であった。営業停止となった州法銀行の大部分が連邦準備制度のセーフティネットではなく、州法預金者保証制度を選択したか、せざるを得なかったのである。

3. Number of branches operated 営業中の支店数

: In city of parent bank 本店所在市内 _____

Outside city of parent bank** 本店所在市以外 _____

4. Was this bank a member of a chain or group? 本銀行は連鎖銀行ないし集団銀行の一員であるか? _____ If so give the name of the chain or group その場合の連鎖ないし集団の名称は _____

以上「3.」および「4.」の質問には、332行中1件を除いていずれも空欄である。この1件は、他の銀行と連鎖銀行(chain banks)の関係にあると報告されている。リストアップされている銀行のほとんどが非加盟の単店銀行¹¹であることを示しており、米国銀行制度の脆弱性を支店銀行制の欠如に求める議論の根拠となっていることを示すものと言えよう¹²。

脚注:

* Latest census figures or estimate as shown in bankers' directory 最新の国勢調査の数字もしくは銀行名鑑の記載からの推計値

** Attach a list giving the name and location of each outside branch at time of suspension 営業停止時の本店所在市街のそれぞれの支店名と所在

¹¹ 単店銀行とは、店舗が1店舗のみで営業する銀行のことで、1930年代までは多くの州で支店設置を認めていなかった。単店銀行制度が形式的にも実質的にも終焉したのは、1994年のリーグルーニール法の成立以降である(詳しくは、Kurohane (2002) を参照されたい)

¹² White (1981), pp.555-557.連邦準備制度のペーパーで、1892年から1935年までの米国の銀行の営業停止について分析し、総括したものにFederal Reserve System (1936) pp.2-8がある。

地を記載した一覧表を添付すること

脚注の記載は、人口に関する情報の出所の説明と支店等に関する記載方法の指示である。

<第2ページ>

第2ページ以降は各行の営業実態を示す事柄が記述されている。

5. Condition figures as of (date*) ○年○月○日時点の財務状況 _____

上記の日付はいずれの銀行も営業停止時点の年月日が記載されている。

Loans and discounts 貸出:

On real estate 不動産担保 _____

Other その他 _____

Total loans and discounts 貸出合計 _____

Real estate acquired in satisfaction of debts 弁済に代えて取得した不動産 _____

Investments 投資 _____

All other resources その他資産 _____

Total resources 資産合計 _____

Capital 資本金 _____

Surplus and undivided profits 剰余金及び配当前利益 _____

Deposits 預金:

Due to banks** 他行貸 _____

Demand deposits, including U.S. Govt. deposits. 要求払い預金、連邦政府預金を含む _____

Time deposits, including postal savings 定期預金、郵便貯金を含む _____

Total deposits 預金合計 _____

Borrowings from F.R. bank 連銀借 _____

Borrowings from other banks 他行借 _____

All other liabilities その他負債 _____

Total liabilities 負債合計 _____

冒頭の貸出のうちの不動産担保とその他の数値を求めているが、この報告にはいずれの銀行も未記入のため、内訳がわからない。ただ、不動産の流れ込み額が記載されているので、これは、かつては不動産担保貸出の一部を占めていたものと考えられる。この額が総資産に占める割合を見ると、64.4%が1行、50%台が7行、40%台が8行、30%台が21行で、これらの銀行の剰余金及び配当前利益の額は3行を除いたすべてでマイナスとなっている。これに対して、この割合が10%未満は178行であるが、その半数は上記の数字がプラスとなっている。不動産関連の貸出と財務状況との関係は無視できないものと言えよう。

さて、リストアップされた銀行の営業停止時の総資産の規模を見ると、5万ドル未満が29行、10万ドル未満が61行、20万ドル未満が113行、50万ドル未満が104行、100万ドル未満が19行、100万ドル以上（最高163万ドル）が6行で、総資産規模と資本金の規模を比較するが、相関は見いだせない。ネブラスカ州の銀行法では、最低資本金が1万ドルであるが、資本金規模が1,500ドル以下のものが2行、5,000ドル以上1万ドル未満が5行あった。また、最低資本金である1万ドルのものが48行で、3行を除いて人口500人未満のコミュニティの銀行である。この3行はそれぞれ844人、54948人（州都リンカーン市所在）、191601人（州最大都市オマハ市所在）である。営業停止の時点までに、法定の資本金額を満たせないか、資本毀損の状態にあったものであろう。

6. Has this bank been reopened? 当行は営業再開したか _____ If so give もししたならば以下にこたえよ :

Date of reopening 再開の年月日 _____

Name under which reopened 再開時の行名 _____

「6.」は上記についても、下記の項目についてもすべての銀行で空欄である。

Loss to depositors on 預金者損失：

	<u>Amount of loss</u>	<u>Per cent of loss to</u>
	損失額	<u>claims</u> 損失の債権 額に対する%
Secured claims 担保付き債権 _____		
Preferred claims 優先債権 _____		
General claims 一般債権 _____		
Total _____		

脚注：* Condition items should be as of date of suspension, if possible, otherwise as of the last call or examination prior to suspension 財務に関する項目の数値は、できる限り営業を停止した日、もしくは営業停止前の直近の報告書提出の日または銀行検査の日現在とする。

** Including certified and cashiers' checks, cash letters of credit and travellers' checks outstanding 支払保証小切手、キャッシャーズチェック、現金信用状および旅行小切手残高を含む

7. Has this bank reopened? 当行は営業再開をしたか

_____ If so give：その場合以下に答えよ

Date of reopening 再開日 _____

Name under which reopened 再開時の銀行名 _____

Loss to depositors on 預金者損失：

	<u>Amount of loss</u>	<u>Per cent of loss to</u>
	損失額	<u>claims</u> 損失の債権 額に対する%
Secured claims 担保付き債権 _____		
Preferred claims 優先債権 _____		
General claims 一般債権 _____		
Total _____		

連銀調査が示すネブラスカ州預金保証基金制度下の問題銀行の実態 黒羽

営業再開を果たしたのは、332行中4行で、うち3行は営業停止以降間もなく再開している。残りの1行は営業再建 (reorganization) により再開のための手続きを開始したことを報告している。3行とも預金者損失は記載されていない。すでに述べたことだが、ここにリストアップされている銀行のほとんどは、州銀行局によって、のちに破綻 (failed) と区分されるものである。

8. Has this bank taken over by another bank? 当行は他の銀行によって事業が引き継がれたか _____ If so give : その場合以下に答えよ

Name of bank by which taken over 引き継がれた銀行名

Date taken over 引継ぎの年月日 _____

Loss to depositors on 預金者損失 :

	<u>Amount of loss</u>	<u>Per cent of loss to</u>
	損失額	<u>claims</u> 損失の債権 額に対する%
Secured claims 担保付き債権	_____	_____
Preferred claims 優先債権	_____	_____
General claims 一般債権	_____	_____
<u>Total</u>	_____	_____

リストアップされた332行中、他行への譲渡があったのは2件で、1件は Trumbull State Bank, Trumbullで1924年7月14日に営業停止し、同じコミュニティのFarmers Exchange Bank, Trumbullに同年10月24日に引き継がれた。Trumbullの1924年ごろの人口は236人で、他の小規模なコミュニティと同様、複数の銀行が所在していた。同年10月22日時点の預金者等の債権者が被る損失の合計は2072.5ドルで、そのすべてが債権者の損失として処理された。もう1件は、Bank of College View, College Viewで、1924年8月16日にFarmers State Bank, College Viewに譲渡が決まり、1924年9月14日に営業停止をしている。債権者損失は記載されておら

ず、引き継いだ銀行が預金債務等を全額引き継いだものと思われる。所在コミュニティのCollege Viewの1924年ごろの人口は2249人で、ネブラスカのコミュニティとしては中規模である。

9. Is this bank still in process of liquidation? If so give payments to date: _____ 当該銀行はいまだ清算過程にあるか。そうであるならば、各支払額（単位：ドル）と何日付のものかを記入せよ。

(Amount in dollars)

	<u>Claims allowed</u> 承認済み (預金者の) 債権額	<u>Dividends paid from collections</u> 回収額から 支払われた 分配金額	<u>Payments from guaranty fund</u> 保証基金か らの支払額	<u>Total payments</u> 合計支払額	<u>Per cent of payments to claims allowed</u> 承認済み債権 額に対する 支払額の%
<u>Secured claims</u> 担保 付き債権					
<u>Preferred claims</u> 優先 債券					
<u>General claims</u> 一般 債権					
<u>Total claims</u>					

この質問に、Noと答えたのが21行、305行がYesと答えている。この時点で、営業再開や経営再建に入っているもの、清算未着手が上記以外の銀行である。

さらに“Going Bank”¹³期間がある場合にはその間の債務等の異同に関

¹³ “Going Bank”とは保証基金委員会（Guarantee Fund Commission）が整理をすすめている破綻銀行（failed bank）である。ただ、まだ裁判所が管財人の指名をするに至っていない状態の銀行群をこの用語で分類している（Nebraska (1931), Note 7 in appendix.)

連銀調査が示すネブラスカ州預金保証基金制度下の問題銀行の実態 黒羽

する添付表が付されている。その冒頭に、銀行名、町/市名/郡名、州名および Going Bank 期間（年月日～年月日）がまず示され、以下のような表が続く。

負債額	開始年月日	減少額	正味減少額の%
預金			
支払手形			
その他負債			
合計			

上記の表の下に、「Going Bank 期間と管財期間の債務減少額の合計は〇〇.〇〇パーセントであった」というような記述が加えられている。Going Bank 期間をへて整理を進めたのは184行で、全体の約55パーセントであった。また、上記のうち預金切り捨てを実施したのが81行で、10%未滿が20行、20%未滿が15行、30%未滿が14行、30%以上50%未滿が24行、50%以上8行であったが、最大は83%の預金削減となった。債権回収の困難と経営者等の拋出の不足の大きさが、預金切り捨ての割合に反映されている。

10. Has this bank finally liquidated? _____ 当該銀行は最終的に清算が完了したか _____ If so give: _____ もしそうなら以下に答えよ
Date liquidation was completed _____ 清算完了の年月日
Collections: _____ 回収額

From liquidation of assets: _____ 資産の処分から

From assessments on shareholders _____ 株主からの徴収¹⁴

Other collections (explain) _____ その他の回収

¹⁴ 株主からの回収というのはいわゆる「銀行株主の二重責任」という法の規定によるものである。詳しくは黒羽（2016）を参照されたい。

Total collections _____ 合計回収額

Offsets to claims (loans paid, etc.) _____ 債権相殺額

Payments to depositors : _____ 預金者の支払 (下記の表)

(Amounts in dollars)

	Claims allowed 承認済み (預金者の) 債権額	Dividends paid from collections 回収額から 支払われた 分配金額	Payments from guaranty fund 保証基金か らの支払額	Total payments 合計支払額	Per cent of payments to claims allowed 承 認済み債権 額に対する 支払額の%
Secured claims担保 付き債権					
Preferred claims優先 債券					
General claims一般 債権					
Total claims					

清算済みと答えたのが15行、その時期は1929年が最多で11件であった。各項の債権回収の原資は、資産の処分からが大部分で、70%から97%という割合であった。株主からの拠出は回収額の0.5～22%という水準で、20%以上は2件である。こうした回収額が原資となって預金者支払が実施されるわけであるが、確定した預金債権額に対して支払われた額の割合は、30%以上が3件、20%以上が4件、10%以上が3件、10%未満が3件で、他に支払いなしというのが2件あった。預金者保証制度が行きづまっていた1920年代後半それもその末葉での清算となると、同制度による預金保証がうまく機能しなかったことを表している。

11. Causes of suspension : 営業閉鎖の要因

Check in the appropriate column those of the following which apply.

連銀調査が示すネブラスカ州預金保証基金制度下の問題銀行の実態 黒羽

either as primary of contributing caused, amplifying the indicated causes with such supplementary data as may be available.

	Primary cause 主要な要因	Contributing cause 左記に次ぐ要因
Decline in real estate values 不動産価値の低下		
Losses due to unforeseen agricultural or industrial disasters such as floods drouth, boll weevil, etc. 洪水、日照り、ワタミゾウムシの発生などのような農業・工業への予測不能な災害による損失		
Insufficient diversification 不十分な多様性		
Incompetent management, i.e. poor credit judgment, laxity in collections, lack of enterprise, etc. 貧弱な信用力の判断、債権回収にあたっての弛緩、積極性の欠如等の経営能力の不足		
Defalcation 使い込み		
Heavy withdrawals of deposits 預金の大量引出		
Failure of affiliated institution (Name) 子会社の破産 (名称)		
Failure of correspondent (Name) コルレス先の破綻 (名前)		
Failure of large debtor (Name) 大口貸付先の破綻		
Other causes, (specify) そのほかの原因 (明示せよ)		

第4ページの記述の大部分は経営困難をもたらした要因について述べるものである。困難を招いた最大の要因に「Incompetent management, i.e. poor credit judgment, laxity in collections, lack of enterprise, etc. 貧弱な信用力の判断、債権回収にあたっての弛緩、積極性の欠如等の経営能力の不足」を上げたのが244件と最も多く、ついで「Defalcation 使い込み」が39件であった。副次的な要因としては、「Decline in real estate values 不動産価値の低下」が最も多く114件、主要因1位の経営的要因が30件が2番目であった。経済的経営環境が悪化しても、生き残っている零細規模の銀行が多数存在することを考えると、おびただしい数の銀行の経営破綻を

もたらした主要因は、経営的な厳格さや能力の欠如という面が大きかったという調査結果も納得できる。

Did the slow, doubtful or worthless paper held by the bank represent largely one particular type of industry or agriculture' 銀行の保有する、(不渡りの)懸念のある手形や無価値の手形の大部分は特定の分野の産業または農業のものであるか。

_____ If so, state what industry or type of agriculture その場合、どのタイプの産業あるいは農業かを述べよ _____

What was the approximate date of the difficulty which ultimately caused the suspension? 営業停止を引き起こした困難のはじまりはいつ頃か? _____

12. Were there any assessments, voluntary or otherwise, on the directors or stockholders either before or after the bank suspended? 自主的にあるいはその他の方法により、当行が営業停止となる以前/以後に取締役ないし株主からの何らかの資金の拠出などはあったか? If so, give dates and amounts of all assessments その場合の年月日と徴収の総額を述べよ。 _____

この質問にYesと答えたのは218行、そのほとんどが株主からの拠出であった。金額は不十分であったが、営業停止に至るまでおよびその後株主からのなんらかの拠出があったことを示すものである。

3. おわりに

以上、「Bank Suspensions since January 1, 1921」に含まれる332件のデータを集計し読み解く作業をしてきた。この資料は今後、州法預金保証制度下の銀行の営業分析の基礎資料として、これまでの研究成果の検証と新たな発見のために活用することになる。本稿での解説が簡便すぎる部分もあり、不十分のそしりをまぬかれないが、同州に残された膨大な銀行関係の一次資料の解明作

業を続ける中で、資料解明の深化を他日に期したい。

なお、本稿は科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)課題番号17K03851(平成29年度～令和3年度)(研究代表者:黒羽雅子)による支援を受けた、記して感謝を述べたい。

参考文献

政府刊行物

Nebraska, 1931. *Report of the Department of Trade and Commerce, November, 9, 1931*, Bureau of Banking, Department of Trade and Commerce, State of Nebraska.

Federal Reserve System. Board of Governors. 1936. *Bank Suspensions 1892-1935*. mimeo.

US Census Bureau, *1930 Census: Volume 1. Population, Number and Distribution of Inhabitants*

Calomiris, Charles W. and Eugene N. White 1994. "5 The Origins of Federal Deposit Insurance," Goldin Claudia and Gary D. Libecap ed., *The Regulated Economy*, The University of Chicago Press, pp.145-188..

小澤健二(1990)『アメリカ農業の形成と農民運動』日本経済評論社。

黒羽雅子(1994)「戦前期米国州法銀行の破綻と制度上の諸問題」『地方金融史研究』第25号。

_____ (1996a)「州法預金者保証制度の失敗と銀行制度改革」『地方金融史研究』第27号。

_____ (1996b)「州法銀行の歴史と論争」『証券経済学年報』第31号。

_____ (2001)「アメリカにおける破綻州法銀行の再建」石井・杉山編『金融危機と地方銀行 戦間期の分析』東京大学出版会、pp.493-518.

_____ (2015)「州法銀行再建整理の経験は連邦預金保険制度に引き継がれたのか」『経済志林』 pp.205-238.

_____ (2016)「米国銀行整理史における銀行株主の二重責任 Double Liability) の意義」『地方金融史研究』第47号, pp.1-23.

Kurohane, Masako. 2002. "What Happened to the Dual Banking System : Historical Meaning of Interstate Banking and Branching

Reform in the United States (2),” *Hagi International University Review*, Vol. 3, No. 2, Feb. 2002, pp. 17-37.

White, Eugene N. 1981. “State-Sponsored Insurance of Bank Deposits in the United States, 1907-1929,” *The Journal of Economic History*, Sep., 1981, Vol. 41, No. 3 (Sep., 1981), pp. 537-557。

_____ (1982. “The Political Economy of Banking Regulation, 1864-1933,” *Journal of Economic History*, Vol. XLII, No.1 (March 1982), pp.33-40.

_____ 1983. *The Regulation and Reform of the American Banking System 1900-1929*. Princeton : Princeton University Press.

(くろはね まさこ 本学非常勤講師)